令和６年（行ウ）第８５号　地位確認等請求事件

原告　新田久美ほか９名

被告　国

第１準備書面
（社会的状況及び意識の変化）

２０２４（令和６）年９月１３日

東京地方裁判所民事第２部Ｄｂ係　御中

原告ら訴訟代理人弁護士　寺　原　真　希　子

ほか２４名　代

原告らは、本書面において、婚姻や氏にかかる社会的状況及び意識の変化について論じる。なお、用語については訴状記載の「略語表」に従う。

目次

第１　はじめに 4
第２　社会的状況の変化と氏を維持する必要性の高まり 4
１　晩婚化と再婚割合の増加 4
２　婚姻・出産後も就労を継続する女性の増加 6
（１）女性就業率の増加 6
（２）婚姻・出産・育児のために離職する者の減少 7
（３）共働き世帯の増加 8
（４）小括 9
３　女性役員・管理職の増加 9
（１）女性役員の増加 9
（２）女性管理職の増加 10
（３）経済界からの要請 11
（４）小括 12
４　婚氏続称制度の創設と届出数の増加 13
５　インターネット上の自己表現や交流 15
６　氏を維持する必要性が高まっていること 15
第３　夫婦別氏を求める国民の意識の高まり 17
１　内閣府の世論調査 17
２　民間の世論調査 21
（１）全体の賛成割合が高いこと 21
（２）女性や若年世代の賛成割合が特に高いこと 23
（３）女性経営者に対するアンケート結果 25
（４）自民党支持層の賛成割合の増加 25

3　家族の一体感とは関係ないとの世論調査結果 26
4　地方議会による選択的夫婦別氏制度導入を求める決議の増加 27
5　各種団体の選択的夫婦別氏制度導入を求める要請 28
6　男女共同参画と女性活躍推進の動き 30
第4　国連委員会からの改正勧告と国際的動向 31
1　女性差別撤廃委員会及び自由権規約委員会からの勧告 31
2　国際的動向 32
第5　結論 32

第１　はじめに

１９４７（昭和２２）年に夫婦同氏制度を定める民法７５０条が成立してから現在までに７７年間が過ぎ、婚姻・家族の形態や家族の在り方に対する国民の意識は大きく変化した。

そのことは、婚外子法定相続分差別違憲大法廷決定が既に、「平成期に入った後においては、いわゆる晩婚化、非婚化、少子化が進み、これに伴って中高年の未婚の子どもがその親と同居する世帯や単独世帯が増加しているとともに、離婚件数、特に未成年の子を持つ夫婦の離婚件数及び再婚件数も増加するなどしている。これらのことから、婚姻、家族の形態が著しく多様化しており、これに伴い、婚姻、家族の在り方に対する国民の意識の多様化が大きく進んでいることが指摘されている。」と判示したとおりである。

訴状第５の４（６）において概要を記載したとおり、夫婦と氏との関係についても、社会的状況や国民の意識は刻々と変化している。以下、詳述する。

第２　社会的状況の変化と氏を維持する必要性の高まり

１　晩婚化と再婚割合の増加

近年、男女ともに晩婚化が進み、２０２２（令和４）年における平均初婚年齢は男性３１．１歳、女性２９．７歳（甲Ａ６の１・厚生労働省人口動態統計）となった。特に女性の晩婚化は、１９４７（昭和２２）年の２２．９歳と比較すると顕著である【[1]】。晩婚化が進むほど、婚姻

[1] １９２０年以降の「全婚姻-初婚別にみた年次別夫妻の平均婚姻年齢及び夫妻の年齢差」については、下記の政府統計のポータルサイトに掲載されている。
https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003411844

前の氏によって築いた実績・信用・キャリアは大きくなり、婚姻前の氏を維持する必要性は高くなる。

また、再婚の割合も増加している。２０２２（令和４）年において、いずれか一方が再婚である婚姻は７９，６０３組であり婚姻全体の１５．８％、双方が再婚である婚姻は４７，５２３組であり婚姻全体の９．４％、合計すると婚姻全体の２５．２％、約４分の１を占める（甲Ａ６の２・厚生労働省人口動態統計）。

以下は、夫婦とも再婚又はどちらか一方が再婚である件数が、婚姻総数に占める割合の変遷のグラフである(甲Ａ６の２を基に原告ら代理人が作成)。１９６０（昭和３５）年代には１０％程度であったものの、その後次第に上昇し、近年では２５％を越えるに至り、２０２１（令和３）年で２６％、２０２２（令和４）年で２５．２％である。

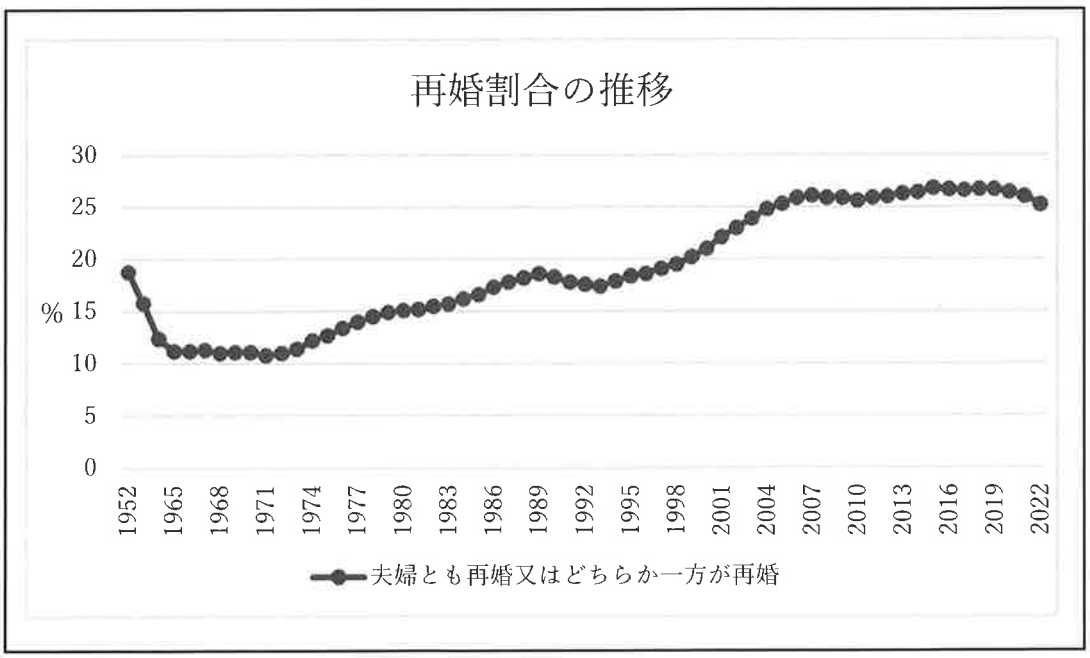

（厚労省「人口動態統計」より作成）

再婚では、前婚で氏を変更しなかった配偶者にとってはもちろん、前婚で氏を変更したものの婚姻前の氏を通称使用していた配偶者にとっても、初婚同士よりも、婚姻前の氏の使用期間が長く、それによって築いた実績・信用・キャリアが大きいことが多い。加えて、自身の子を連れて再婚する場合は、自身の問題だけではなく、子のために、再婚前の氏の維持を希望する者も多い。

２　婚姻・出産後も就労を継続する女性の増加

（１）女性就業率の増加

１９７５（昭和５０）年以降、女性の就業率は上昇を続けている。同年の女性の生産年齢人口（１５～６４歳）に占める就業率（以下「**女性就業率**」という。）の割合は４８．８％であったが、２０２３（令和５）年は７３．３％にまで上昇している（甲Ａ４４・総務省統計局「労働力調査」）。

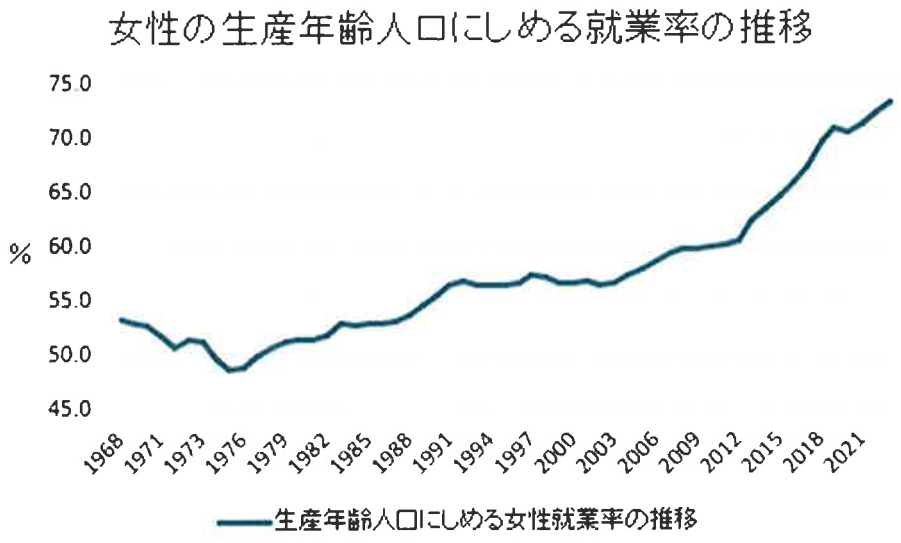

（総務省統計局「労働力調査」より作成）

婚姻の機会が多いと考えられる年齢層についてみると、２０２３（令和５）年において、２５～３４歳の女性就業率は８２．５％、３５～４４歳の女性就業率は７９．２％であり、実に８割もの女性が就業している実態が明らかとなっている（甲Ａ４４・総務省統計局「労働力調査」）

（２）婚姻・出産・育児のために離職する者の減少

一方、婚姻・出産・育児のために離職する人は、２０００（平成１２）年頃から減少傾向にある（甲Ａ４５・過去１年間に離職した者のうち前職の離職理由が結婚・出産・育児のための者（総務省統計局「労働力調査特別調査」及び同局「労働力調査（詳細集計）」より作成））。その人数は、２０００（平成１２）年には４８万人であったが、２０２２（令和４）年には１９万人まで低下している。

このような推移・傾向は、女性就業率の増加や、後述する共働き世帯の増加と、表裏の関係にある。

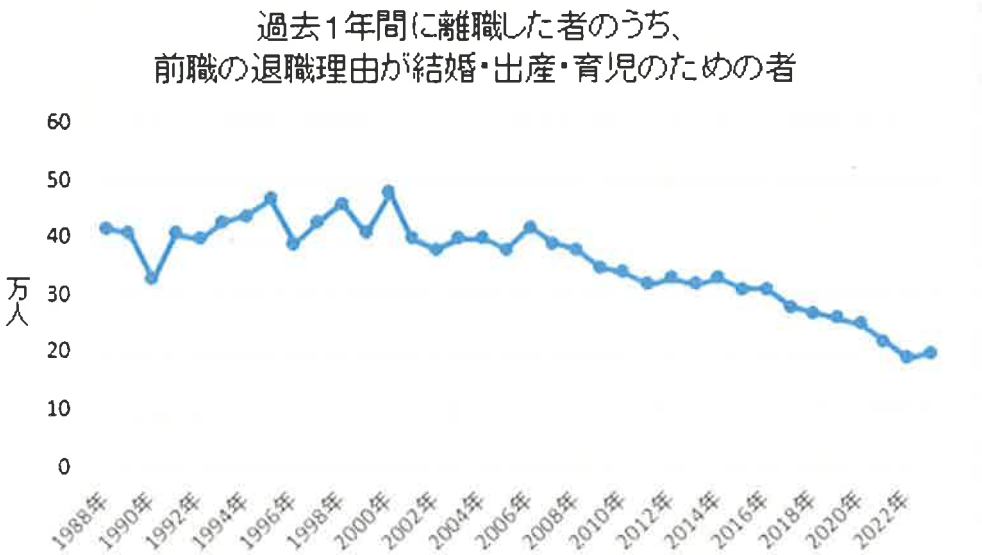

（1988 年から 2001 年は総務省統計局「労働力調査特別調査」（各年 2 月）、2002 年以降は総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成）

（３）共働き世帯の増加

１９９７(平成９)年には、共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回り、２０２３（令和５）年には、専業主婦世帯が５１７万世帯であるのに対し、共働き世帯は倍以上の１２７８万世帯となった（甲Ａ４６・表　専業主婦世帯と共働き世帯（総務省統計局「労働力調査特別調査」及び同局「労働力調査（詳細集計）」より作成））。

この変化は、共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移グラフを見ればなお明らかである。

図12　専業主婦世帯と共働き世帯　　1980～2023年

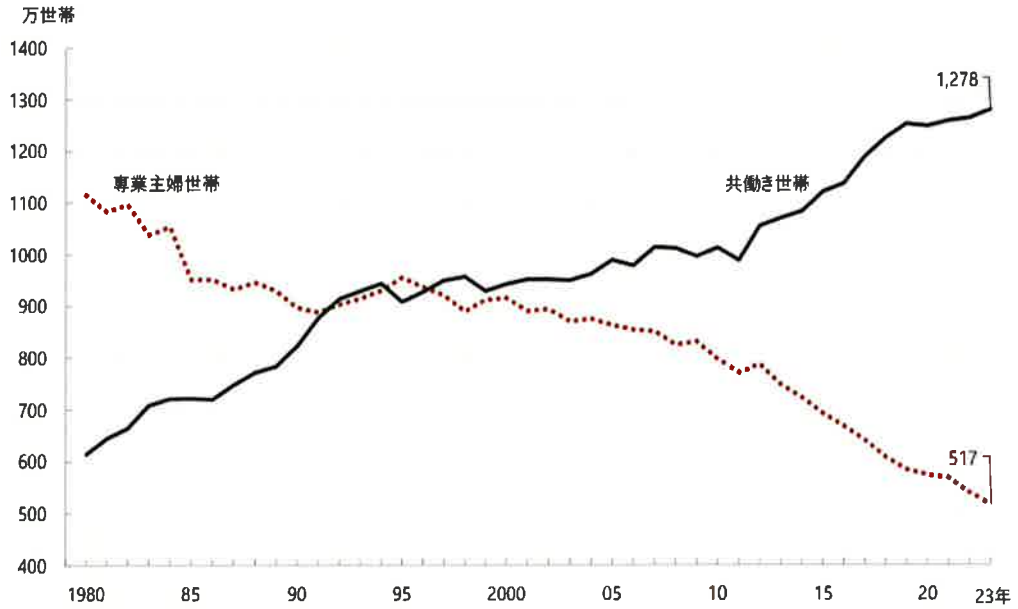

資料出所　総務省統計局「労働力調査特別調査」、総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」
注1　「専業主婦世帯」は、夫が非農林業雇用者で妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。
　　2018年以降は夫が非農林業雇用者で妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）の世帯。
注2　「共働き世帯」は、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
注3　2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
注4　2018年～2021年は2020年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づく時系列接続用数値。

（労働政策研究・研修機構（JILPT）のホームページより）

（４）小括

女性の就業率は増え続けている。婚姻や出産・育児といったイベントによって離職する女性は減り、現在に至っては、共働き世帯が専業主婦世帯の倍以上を占めるに至っている。婚姻後も就業を続ける者が増え、婚姻後も同じ氏を継続する必要性は、ますます高まっている。

３　女性役員・管理職の増加

（１）女性役員の増加

政府は、「女性活躍・男女共同参画の重点方針２０２３（女性版骨太の方針２０２３）」において、日本経済の今後の成長のために、企業における女性登用を加速化させることは、まさに喫緊の課題であるとして、プライム市場上場企業に対して、２０２５年を目途に、女性役員を１名以上選任するよう取り組むほか、２０３０年までの女性役員率３０％以上を目指す方針を掲げた（甲Ａ４７・「女性活躍・男女共同参画の重点方針２０２３（女性版骨太の方針２０２３）」２頁）。

こうした方針は、２０２４（令和６）年の政府の重点方針にも引き継がれ、中間目標として、「東証プライム市場上場企業役員に占める女性の割合を２０２５年までに１９％」との目標が加わっている（甲Ａ４８・「女性活躍・男女共同参画の重点方針２０２４（女性版骨太の方針２０２４）」２頁）。

こうした方針を受け、あるいは企業価値の維持向上のためにも、企業は積極的に女性役員の増加に取り組んでいる。２０２４（令和６）年、日本取締役協会は、「コーポレート・ガバナンスの強化のためには、女性の社会進出、取り分け、経営の意思決定を担う取締役や経営幹部になる女性の比率を高めることが強く望まれる。」（甲Ａ４９・「異なる選択

を許容し尊重する社会の実現に向けて」２０２４年７月３日）と提言している。

実際にも、日本経済新聞社が、２０２３年度（２０２３年４月期から２０２４年３月期）の有価証券報告書を集計したところ、東証プライム上場企業１６２８社のうち、女性役員がゼロの企業は６９社と全体の４．２％となっており、前年度の１４６社（９．０％）から半減した（甲Ａ５０・日本経済新聞２０２４年８月１９日）。女性役員の増加の動きは急速に進んでいる。

（２）女性管理職の増加

女性就業率の増加とともに、管理職にある女性数も増加傾向にある。

企業規模１００人以上（２０２０（令和２）年以降は企業規模１０人以上）の会社における管理職に占める女性割合は、統計を取り始めた１９８５（昭和６０）年には、部長級１．０％、課長級１．６％、係長級３．９％だったが、２０２３（令和５）年には、部長級９．９％、課長級１４．１％、係長級２４．７％にまで増加した（甲Ａ５１・厚労省「賃金構造基本統計調査」）。

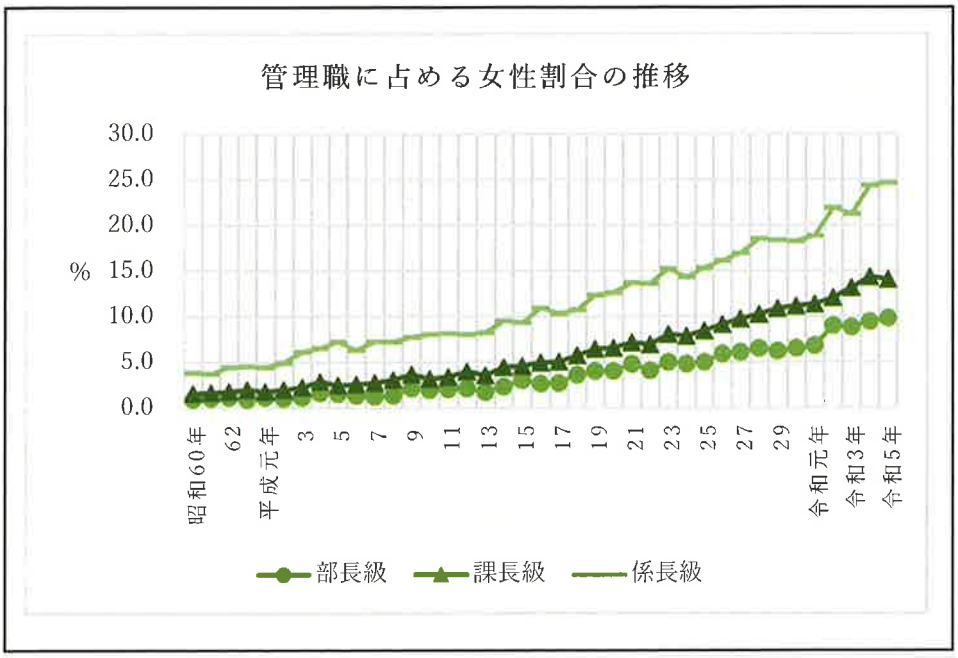

（厚労省「賃金構造基本統計調査」より作成）

（３）経済界からの要請

こうした動きを受け、２０２４（令和６）年１月、日本経済団体連合会（以下「**経団連**」という。）は、加藤鮎子・女性活躍担当相との懇談会で、初めて政府に対して選択的夫婦別氏制度の導入を要望するに至った。続いて、同年２月には、十倉雅和会長（住友化学会長）が、「一丁目一番地としてぜひ進めていただきたい」と経団連会長として初めて公的な場で制度導入を求める発言をしたほか、同年３月には、経済同友会の田代桂子副代表幹事（大和証券グループ本社副社長）らが法務省を訪れ、選択的夫婦別氏制度の導入を求める要望書を手渡した（以上につき、甲Ａ５２・朝日新聞デジタル２０２４年３月９日、甲Ａ５３・経済同友会「選択的夫婦別姓制度の早期実現に向けた要望」）。

そして、同年６月１０日、経団連は、選択的夫婦別氏制度の導入を求める提言を公表した（甲Ａ５４・経団連「選択肢のある社会の実現を目

指して」)。同提言の中では、婚姻改姓してもそれまで職場で認知されてきた旧姓を使い続けたいと考える女性らが、旧姓をビジネスネームとして使う「通称使用」は海外では理解されにくいなどとして、通称使用に伴うトラブル・弊害について「女性活躍の着実な進展に伴い、企業にとっても、ビジネス上のリスクとなり得る事象であり、企業経営の視点からも無視できない重大な課題である」との指摘もなされている(以上につき、甲Ａ５５・毎日新聞２０２４年６月１０日)。

さらに、同年７月３日、日本取締役協会は、上記経団連の提言に賛同し、選択的夫婦別姓制度の早期実現を求める声明を発表した(甲Ａ４９・日本取締役会「異なる選択を許容し尊重する社会の実現に向けて」)。

このように、経済界からも、選択的夫婦別氏制度の導入を求める声が次々と上がっている。

（４）小括

女性の役員や管理職は増加しており、社会的にも増加を促進する動きが高まり、女性の社会活躍の場はますます広がっている。対外的な活動を行う上で、その社会的な認知・信用を維持させることは極めて重要であり、女性が氏を継続して就業をする必要性は、より高まっている。

なお、近年の女性役員の増加を受け、２０１５（平成２７）年には商業登記規則第８１条の２が新設され、商業登記簿における取締役及び監査役の氏名につき、婚姻前の氏名の併記が認められるようになっている。

４　婚氏続称制度の創設と届出数の増加

婚姻数は１９７２（昭和４７）年の約１１０万組をピークに減少を続け、２０２３（令和５）年には、戦後初めて５０万組を下回った（４７４，７１７組）（甲Ａ５６・厚労省「人口動態総覧の年次推移」）。一方、離婚数も２００２（平成１４）年の約２９万組をピークに下がり始め、２０２３（令和５）年では約１８万組（１８３，８０８組）となった（甲Ａ５６・厚労省「人口動態総覧の年次推移」）。しかし、婚姻件数に対する離婚件数の割合は高止まりしており、婚姻３組に１組以上の割合で離婚する状況が続いている。人口千人に対する離婚割合である離婚率は、すでに欧州並みあるいはそれを超えている（甲Ａ５７・総務省統計局「世界の統計２０２４」）。

また、離婚のうち未成年子のいる離婚の件数は全体の半数以上を占め、毎年１６～２０万人近くもの未成年子が親の離婚を経験している（甲Ａ５８・厚労省「人口動態統計」）。

離婚件数が増加する中、戦後の氏の制度の見直しの１つとして、１９７６（昭和５１）年、婚氏続称制度（戸籍法７５条の２及び７７条の２による届出）が創設された。婚姻の出口である離婚については氏の変動の有無が先に選択制となり、制度導入後、婚氏続称を届け出る者の割合は増加し続け、同年は離婚数に対して１７％であったが、２０２２（令和４）年には４５％と５割近くまでになった（甲Ａ５９・法務省「戸籍統計」等から算出）。

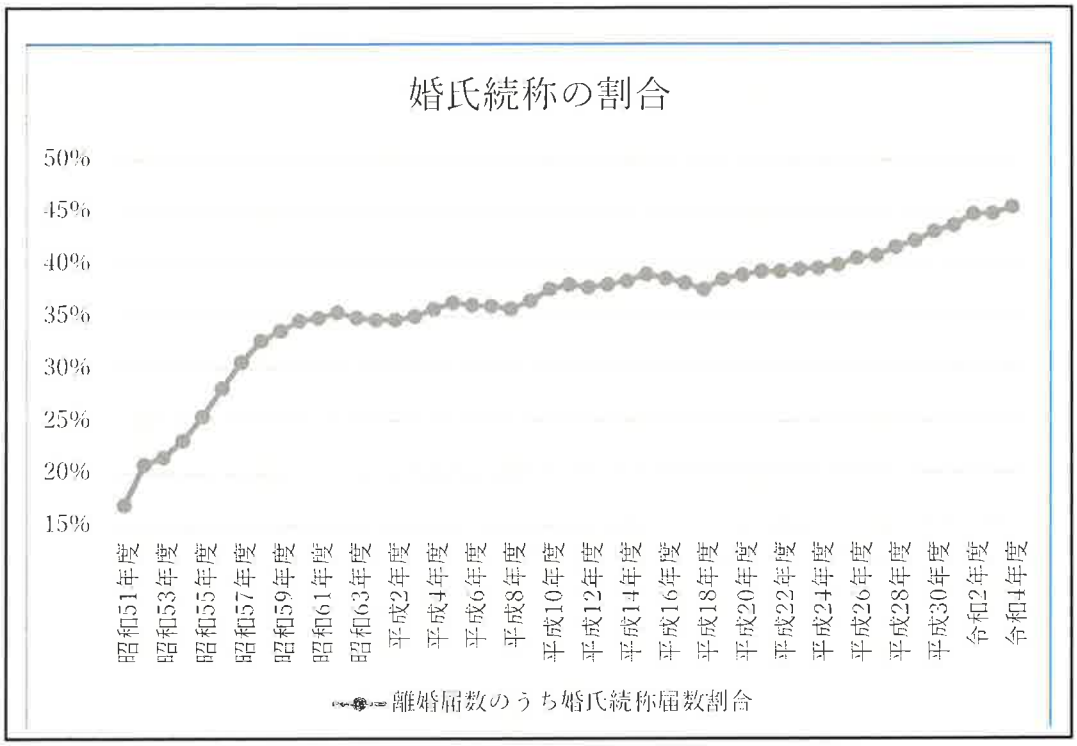

（法務省大臣官房司法法制部「法務年鑑」、法務省「戸籍統計」より作成）

上記各統計は、離婚によって未成年子が父母の一方と氏を異にする数は多数に及ぶこと、平成２７年大法廷判決は氏の同一性が嫡出親子であることを示す機能を重視したが、氏が同一とはいえない嫡出親子が多数存在すること、このほかにも連れ子がいて再婚する家族などを併せると、「氏の同一性が家族を示すとはいえない家族」がすでに少数とは言えない数で存在すること、離婚後も氏の継続を望む者が半数近く存在すること、すなわち、身分変動があっても氏を続称することができる選択肢があるならば続称を選ぶ者が半数近く存在することを示している。

そしてこれらの事情は、様々な家族形態が存在する中で、婚姻の際にも氏を続称できる制度が存在するならば、身分変動により氏が変更されることによる不都合を避けるため、相当数の者がそれを選ぶであ

ろうことを強く推認させるものであり、氏の維持の必要性の高まりを示す事情の変化の一つである。

5　インターネット上の自己表現や交流

現在、社会のグローバル化や IT 化はますます進行し続けており、インターネットで氏名が検索されたり、ネット上で契約をしたり、SNS で人と人が交流　したりすることは日常茶飯事となっている。

このように、インターネット上で検索や交流ができるようになったことは、すなわち、画面に表示される「氏」名による個人識別の有用性や重要性が増してきたことを意味する。

そのため、例えば、婚姻によって氏を変更して、インターネット上で変更後の氏だけを表記すれば、それを知らない婚姻前の知人からは判別・検索できないし、自身から知人にアクセスしても見知らぬ他人と思われるとアクセスを拒否されてしまうこともあり得る。このように、婚姻により氏を変えた者は、婚姻の前後でネットワーク・コミュニケーションが断ち切られるというデメリットを被る可能性があるのである。

以上のように、インターネットにおいても、婚姻前の氏を維持する必要性は益々高まっている。

6　氏を維持する必要性が高まっていること

以上のとおり、女性の就業率が増加し、婚姻や出産、育児といったイベントの後も就業を継続する者が増え、婚姻にかかわらず、氏を継続する必要性が高まっている。女性の社会進出が進み、その社会的認

知や信用を維持するという意味でも、氏を維持する必要性はますます高まっている。

また、男女を問わず、晩婚化は、婚姻前の氏で積み上げてきた長いキャリアを維持する必要性を強めるし、再婚割合の増加は、複数回の婚姻の度に氏を変更しなければならないとすると、キャリアの断絶を免れないことを意味する。

インターネット上の自己表現や交流の機会が増え、画面に表示される「氏」名による個人識別の重要性はますます高まっている。

離婚率が増加している一方で、婚氏続称の割合も増加している実情は、婚姻後に継続使用した氏すら維持する必要性があることを示しており、もしも婚姻の際にも氏を続称できる制度があるのであれば、それを選ぶ者が相当数いるであろうことを強く推認させる。

一方で、戦後、未婚率は著しく増加している。生涯未婚率の目安となる５０歳時点の未婚率を見ると、１９５０（昭和２５）年は男性１．４５％、女性１．３５％にすぎなかったが、２０２０（令和２）年には男性２８．２５％、女性１７．８１％まで上がり、全体の２～３割が未婚であるという現状がある（甲Ａ６０・総務省統計局「国勢調査報告」より、国立社会保障・人口問題研究所が算出した資料）。そのような中、婚姻について「どちらでもいい」又は「結婚意思がない」と答えた２０～３９歳の独身男女のうち、女性の２５．６％及び男性の１１．１％が、積極的に結婚したいと思わない理由として「名字・姓が変わるのが嫌・面倒だから」と回答している（甲Ａ８・３９頁）。氏の変更の負担が、婚姻をしない理由の一つになっているのである。

このように、女性の社会進出や氏の重要性の増大とともに未婚率が上昇している事情は、氏の維持の必要性が高まっている反面、氏の変

更の負担が婚姻を妨げる一因となっていることを示すにほかならず、婚姻の妨げになっている夫婦同氏制度の合理性は、既に失われていると言わざるを得ない。

第３　夫婦別氏を求める国民の意識の高まり

１　内閣府の世論調査

以上の社会的状況の変化に伴い、国民の意識も大きく変化した。

選択的夫婦別氏制度導入に関する内閣府（２００１（平成１３）年１月以前は総理府）による世論調査は、１９７６（昭和５１）年より実施されている。

政府の世論調査は、１９９６（平成８）年より、「国会議員から通称使用ではどうか、という意見が出た」という理由で、突如、設問の回答に、「あらゆる場面での通称法制化」という選択肢を加え、「民法改正反対」「通称法制化賛成」「民法改正賛成」という３つの選択肢を設けた（甲Ａ６１・日本経済新聞１９９６年１２月２４日）。この「通称」を混在させる調査方法に対しては、通称使用を落とし所にするために追加したなどと批判されたが（甲Ａ６１）、その後も、「通称法制化」という選択肢は残されてきた。

しかしながら、選択的夫婦別氏制度を導入した上で、（同氏を選択した人のために）通称法制化を進めるという選択肢もあり得るのであるから、本来、「通称」を回答に入れるならば、「民法改正反対・通称法制化不要（下記表の選択肢１）」「民法改正反対・通称法制化賛成（下記表の選択肢２）」「民法改正賛成・通称法制化不要（下記表の選択肢３）」だけではなく、「民法改正賛成・通称法制化賛成（夫婦同氏・別

氏から選べる制度がよい、通称使用も認める)」という４つの選択肢を設けるべきであり、回答の選択肢として偏っている。

問１２の選択肢について

	現在の制度である夫婦同姓制度を維持	選択的夫婦別姓制度の導入
旧姓の通称使用についての法制度を設ける必要はない	選択肢1 現在の制度である夫婦同姓制度を維持した方がよい	選択肢3 選択的夫婦別姓制度を導入した方がよい
旧姓の通称使用についての法制度を設ける必要がある	選択肢2 現在の制度である夫婦同姓制度を維持した上で、旧姓の通称使用についての法制度を設けた方がよい	

（上記表は令和３年１２月家族の法制に関する世論調査の資料１から抜粋）

しかも、世論調査で設けた「あらゆる場面で通称使用を可能とする法制化」とは、およそ実施不可能な選択肢であることが、すでにこの約１０年間の政府の通称拡大策が行きづまっている現状により証明されている。

そうした批判のある調査であっても、選択的夫婦別氏制度の導入について、調査対象者全て（２０歳以上の男女）の回答では、１９７６（昭和５１）年の調査では賛成２０．３％・反対６２．１％（甲Ａ６２・婦人に関する世論調査)、１９９０（平成２）年の調査では賛成２９．８％・反対５２．１％（甲Ａ６４・女性に関する世論調査）と反対が多かったものの、２００１（平成１３）年に賛成の割合が反対の割合を上回り（甲Ａ６７・選択的夫婦別氏制度に関する世論調査)、２０１７（平成２９）年には、賛成は４２．５％となった（甲Ａ７０・家族の法制に関する世論調査)。

選択的夫婦別氏制度の導入についての回答（全年代男女）

調査年	賛成（%）	通称として婚姻前の姓を使えるように法律を改める（%）	反対（%）	備考
1976（昭51）（甲Ａ６２）	20.3	－ 回答に選択肢なし	62.1	
1990（平2）（甲Ａ６４）	29.8	－ 同上	52.1	
1996（平8）（甲Ａ６６）	32.5	22.5	39.8	
2001（平13）（甲Ａ６７）	42.1	23.0	29.9	賛成が反対を上回る
2006（平18）（甲Ａ６８）	36.6	25.1	35.0	
2012（平24）（甲Ａ６９）	35.5	24.0	36.4	
2017（平29）（甲Ａ７０）	42.5	24.4	29.3	

さらに、婚姻による氏の変更が自らの問題というべき女性の２０～３０代でみると、下記表のとおり、１９８７（昭和６２）年の調査では、賛成が１２～１５％程度、反対が５７～５８％程度であったが（甲Ａ６３・女性に関する世論調査）、１９９４（平成６）年の調査で賛成が反対を上回り（甲Ａ６５・基本的法制度に関する世論調査）、その後はいずれの時点においても、賛成の割合は反対の割合を大きく上回っている。

選択的夫婦別氏制の導入についての20代及び30代の女性の回答

調査年	回答者年代	賛成(%)	通称制度化賛成（通称として婚姻前の姓をどこでも使える法改正）(%)	反対(%)
1987（昭62）（甲Ａ６３）	20代 30代	12.2 15.4	－ －	58.6 57.5
1990（平2）（甲Ａ６４）	20代 30代	38.6 35.2	－ －	41.7 43.6
1994（平6）（甲Ａ６５）	20代 30代	42.3 42.1	－ －	35.9 33.5
1996（平8）（甲Ａ６６）	20代 30代	43.0 45.4	36.7 38.0	19.0 14.8
2001（平13）（甲Ａ６７）	20代 30代	52.1 52.9	32.3 33.7	11.7 9.4
2006（平18）（甲Ａ６８）	20代 30代	46.4 40.2	33.6 41.1	17.6 15.9
2012（平24）（甲Ａ６９）	20代 30代	53.3 48.1	29.9 35.2	16.1 16.2
2017（平29）（甲Ａ７０）	20代 30代	50.0 54.1	33.3 29.5	14.7 13.7

なお、内閣府は、２０２１（令和３）年にも選択的夫婦別氏制度に関する世論調査を行っているが、質問事項や回答の選択肢が従前の調査とは異なっており、正確に比較することができないため、経年変化の比較対象とすることは適切でない（甲Ａ７２・朝日新聞デジタル２０２２年４月８日）。野田聖子男女共同参画担当相も、政府内で検討されたことのない通称使用の法制度が設問になっていることを疑問視するほか、回答者の半分近くを６０代以上が占めたことが「現実とかけ離れている」と批判している（甲Ａ７３・東京新聞２０２２年３月２９日）。

もっとも、同年の世論調査においても、１８～２９歳の女性についてみると、「現在の制度である夫婦同姓制度を維持した方がよい」と回答した人の割合はわずか１０．４％であり、大多数が現在の夫婦同氏制度の合理性に疑問を持っていることが分かる（甲Ａ７１の１・家族の法制に関する世論調査）。また、全体の５２．１％の者が「婚姻改姓による何らかの不便・不利益があると思う」と答え、そのうちの５９．３％の者が「通称を使うことができてもそれだけでは対処しきれない不便・不利益があると思う」と答えていること（甲Ａ７１の２、７１の３・家族の法制に関する世論調査）、全体の６１．６％の者が、夫婦親子の氏が違うことは「家族の一体感・きずなには影響がない」と答えていること（甲Ａ９９・家族の法制に関する世論調査）にも注目すべきである。

２　民間の世論調査

（１）全体の賛成割合が高いこと

一方、民間の調査では、いずれも一貫して「通称容認」の選択肢を設けていないため、選択的夫婦別氏制度の賛成者の割合を正確に把握することができるところ、その賛成割合は極めて高い。

以下は、平成２７年大法廷判決後に実施された世論調査の一覧表である（世論調査の結果は本訴訟係属中、随時追加していく予定である。）。

選択的夫婦別氏制度に賛成する者の割合（民間調査）

調査No	書証	調査主体	回答者	賛成割合	調査実施時期
1	甲Ａ７４	ｻﾝｹｲﾘﾋﾞﾝｸﾞ新聞社	全年齢男女	80%	2019.3-4
2	甲Ａ７５	日本経済新聞社	働く20代～50代女性	74.1%	2019.11-12

3	甲A76	朝日新聞社	全有権者男女	69%	2020.1
			女性	71%	
			50代以下の女性	8割以上	
4	甲A77	西日本新聞社	全年齢男女	約8割	2020.3
			女性	87.5%	
5	甲A78	TOKYO FM	全年齢男女	82.9%	2020.10
			女性	93.2%	
6	甲A79	早稲田大学法学部棚村政行研究室／選択的夫婦別姓・全国陳情アクション	20歳から59歳までの男女	70.6%	2020.10
			20代女性	83.4%	
			30代女性	82.2%	
7	甲A80	日本労働組合総連合会「夫婦別姓と職場の制度に関する調査2022」	20～59歳の働く男女	64.0%	2022.7
			女性	70.2%	
8	甲A81	厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所等「家族と性と多様性にかんする全国アンケート」	全国の18～69歳の住民	83.9%	2023.2-3
9	甲A82	共同通信社	18歳以上の男女	77.0%	2023.3-4
			若年層	87.0%	
			女性若年層	91.0%	
10	甲A83	TBS NEWS23	全年齢男女（アプリでの募集）	74.9%	2024.2
11	甲A84	SHE株式会社	20歳以上女性	75.3%	2024.3
12	甲A85	NHK	全国の18歳以上の男女	62%	2024.4
			60代以下の年代	いずれの年代も70％台	

13	甲A ８６	共同通信社	全国の 18 歳 以上の男女	76%	2024.3-4
14	甲A ８７	朝日新聞社	全有権者男女	73%	2024.7
			女性	79%	
			30 代	87%	
15	甲A ８８	日本経済新聞社・ テレビ東京	全有権者男女	69%	2024.7
			18～39 才	8 割	
16	甲A ８９	FNN	全有権者男女	66.6%	2024.7
			20 代以下女性	93.3%	
			30 代女性	79.4%	
			40 代女性	91.7%	

（２）女性や若年世代の賛成割合が特に高いこと

上記の調査について、性別や年代ごとに集計すると、婚姻に際して氏の変更を求められることの多い女性や、比較的若年の世代において、賛成割合が高くなる傾向があることがわかる。

例えば、朝日新聞社の世論調査（調査 No３、甲Ａ７６）では、全体の６９％が賛成であったが、男女別では女性は７１％が賛成、年代別では５０代以下の女性の８割以上が賛成と答えた。

西日本新聞社の調査（調査 No４、甲Ａ７７）では、全体の約８割が賛成であったが、女性の賛成割合は８７．５％であった。

ＴＯＫＹＯ ＦＭの調査（調査 No５、甲Ａ７８）では、全体の８２．９％が賛成であったが、女性の賛成割合は９３．２％であった。この結果は、「社会人意識調査」と題する調査であり、インターネット上で行われた調査であることに照らせば、比較的若年層の回答者が多かったものと推測できる。

早稲田大学法学部棚村政行研究室／選択的夫婦別姓・全国陳情アクションの調査（調査 No６、甲Ａ７９）では、全体の７０．６％が

賛成であったが、２０代・３０代の女性は、それぞれ賛成が８０％を超えている。

日本労働組合総連合会「夫婦別姓と職場の制度に関する調査２０２２」（調査No７、甲Ａ８０）では、「同姓でも別姓でも構わない」との回答割合は、全体は６４％であったが、女性に絞ると７０．２％である。

共同通信の２０２３（令和５）年の調査（調査No９、甲Ａ８２）では、「選択的夫婦別姓に対する賛否では、若年層の８７％が賛成。中でも女性若年層の賛成は９１％で、結婚で姓を変更するケースが多い当事者ほど制度導入を求める傾向が顕著に表れた。男女合わせた中年層での賛成は７８％、高年層は７０％だった。」との結果が出ている。

２０２４（令和６）年４月に行われたＮＨＫの調査（調査No１２、甲Ａ８５）では、選択的夫婦別氏制度に賛成の割合は、全体で６２％であったが、６０代以下の年代はいずれも「賛成」が７０％台であった。

同年７月に行われた朝日新聞の調査（調査No１４、甲Ａ８７）では、選択的夫婦別氏制度に「賛成」の割合は、女性では７９％と、男性の６６％より多かったほか、年代別に見ると、「賛成」は３０代で目立って多く、８７％に達していた。

同じく、同年７月に行われた日本経済新聞社の世論調査（調査No１５、甲Ａ８８）では、１８～３９歳は賛成が８割に達した。

やはり同年７月に行われたFNNの世論調査（調査No１６、甲Ａ８９）では、女性６０代以下の賛成割合は、７割から９割に達しており、中でも、２０代以下が９３．３％、３０代が７９．４％、４０代が９１．７％となっていた。

すなわち、婚姻による氏の変更を迫られる当事者である２０～３０代女性に焦点をあてれば、約８～９割が、選択的夫婦別氏制度を望んでいる。

（３）女性経営者に対するアンケート結果

２０２１（令和３）年の女性企業経営者向けアンケートでは、「あなたが結婚したとき（するとき）、選択的夫婦別姓制度があれば、あなたは夫婦別姓を選びますか？」という問いに対して、６４．４％が「選ぶ」と回答し、「その他」と回答した者の大半が「相手によって決める」「相談して決める」などとなっているため、これらも加え、少なくとも約８０％の人が「選択肢を持てる」ことへの意義を感じているとの結果となった（甲Ａ９０・一般社団法人日本跡取り娘共育協会「夫婦同姓問題に関する女性企業経営者向けアンケート結果報告」）。

また、経団連が、２０２４（令和６）年に女性エグゼクティブ・ネットワーク登録女性役員に対して実施したアンケート調査によれば、選択的夫婦別氏制度の導入に賛成する割合は、８２％との結果となった（甲Ａ９１・経団連「『女性エグゼクティブ』の姓（氏）の取扱いに関する緊急アンケート結果」９頁）

（４）自民党支持層の賛成割合の増加

主な政党の中では自民党のみが選択的夫婦別氏制度に反対しているところ、その自民党の支持層での同制度への賛成割合も５割超～７割と高くなっており（甲Ａ８２・中日新聞２０２３年５月２日、甲Ａ９２・朝日新聞２０２３年５月７日、甲Ａ８７・朝日デジタル２０２４年７月２２日、甲Ａ８８・日経新聞デジタル２０２４年７月２９日）、賛成者は支持政党を越えて増え続けている。

3　家族の一体感とは関係ないとの世論調査結果

内閣府の世論調査では、「夫婦・親子の姓が違うことによる、夫婦を中心とする家族の一体感・きずなへの影響の有無」についても質問し続けている。１９９６（平成８）年から２０２１（令和３）年までの推移が、以下の表である。「一体感・きずなには影響がないと思う」と答えた人の割合は次第に上昇し、２０１７（平成２９）年は６４．３％、２０２１（令和３）年は６１．６％と高い割合を維持している。

経団連の魚谷雅彦ダイバーシティ推進委員長（資生堂会長）も、経団連が選択的夫婦別氏制度の導入を求めた提言に関し、「家族の一体感が失われる」といった懸念には「（別姓が導入されている海外で）家族の絆が弱くなったとは聞いていない」と発言したところである（甲Ａ９３・朝日新聞デジタル２０２４年６月２０日）。

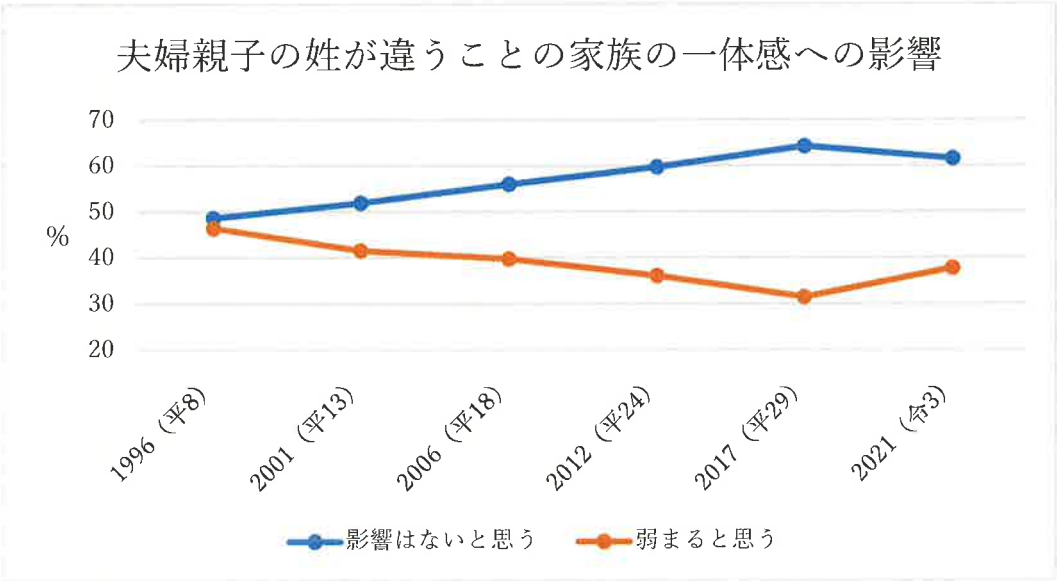

調査年	証拠	ないと思う	弱まると思う
1996（平 8）年	甲Ａ９４	48.7%	46.5%
2001（平 13）年	甲Ａ９５	52.0%	41.6%
2006（平 18）年	甲Ａ９６	56.0%	39.8%
2012（平 24）年	甲Ａ９７	59.8%	36.1%
2017（平 29）年	甲Ａ９８	64.3%	31.5%
2021（令 3）年	甲Ａ９９	61.6%	37.8%

４　地方議会による選択的夫婦別氏制度導入を求める決議の増加

地方議会においては、国に対して選択的夫婦別氏制度の導入を求める意見書が採択され続けている。２０２４（令和６）年８月末時点において、かかる意見書が採択された議会の合計数は３３３議会に及んでいる（甲Ａ１００・地方議会意見書一覧、甲Ａ１０１の１～１０１の５・地方議会意見書サンプル）。

ここで、選択的夫婦別氏制度の導入を求める意見書が採択された都道府県・市区町村の人口（住民基本台帳、２０２４年１月現在）を合計すると、８２８１万９６９８人となる。これは、同月時点の日本の総人口１億２４８８万５１７５人の、実に６６．３２％となる。この数値は、各種アンケートにおいて、選択的夫婦別氏制度に賛成との回答が６割以上となっている状況とも整合しており、６割以上の日本国民が、選択的夫婦別氏制度導入を求めている現状が裏付けられている。

5　各種団体の選択的夫婦別氏制度導入を求める要請

近年、経済団体からの選択的夫婦別氏制度導入要請が強まっているのは前述のとおりであるが、このほか、学術団体、職能団体（士業系、労働組合系）などの各種団体からは、下記表のとおり、従前より、選択的夫婦別氏制度を導入するよう求める要望書などが政府に対して提出され続けてきた。

例えば、日本弁護士連合会は、１９９３（平成５）年１０月に、「選択的夫婦別氏制導入及び離婚給付制度見直しに関する決議」を出し、選択的夫婦別氏制度導入を求めており、現在に至るまで少なくとも計８通の意見書を公表している。全国女性税理士連盟は、２００８（平成２０）年１０月に「民法改正の要望書」を出し、その後も選択的夫婦別氏制度を求める要望書を出し続けており、現在に至るまで少なくとも計１４通の要望書を公表している。下記表はほんの一例であり、日本弁護士連合会や全国女性税理士連盟のように、同じ団体から複数の要望書が提出されているケースもある。

こうした要請書は、個人の尊厳、両性の平等、多様な家族形態を認める社会の実現を求めるものであり、国連の女性差別撤廃委員会からの改善勧告に触れるものや、夫婦同氏強制は働く女性の弊害となっていること、通称使用では根本的な解決にはならないことなどを明確に指摘している。

例えば、経済同友会の提言（甲Ａ５３）では、「夫婦同姓による経済社会への影響としては、女性の職業活動上の不利益、行政や金融機関の変更手続きに伴う負担が挙げられます。こうした中で、旧姓の通称使用の拡大が進められてきましたが、旧姓併記に対応した仕組み・システムへの変更にもコストを要しています。また、旧姓の通称使用は

国際的には安全保障上のリスク要因になり得ることから、グローバル化に対応した政策とは言えません。個人の尊重と両性の実質的平等、多様な家族形態を認める社会を実現するためには、選択的夫婦別姓制度を早期に導入することが必要です。」とまとめている。

また、２０２４（令和６）年２月、経団連の十倉会長は、経団連の提言提出に先だち、政府に対し、女性活躍や多様な働き方を推進する方策の「一丁目一番地」として制度の導入を検討してほしい、と会見で強調した（甲Ａ５２）。

いずれも、経済活動や社会活動の中で、夫婦同氏制度の限界と不合理さに直面し、選択的夫婦別氏制度が必要不可欠であることを実感した立場からの要請であり、特に近時、政府への要請が増加している点は、重要な事情変更として評価すべきである。

	年月日	団体名	要請	書証
①	1993/10/29	日本弁護士連合会	選択的夫婦別氏制導入及び離婚給付制度見直しに関する決議	甲Ａ１０２
②	1995/1/20	日本女性法律家協会	婚姻制度等に関する民法改正要綱試案に対する意見書	甲Ａ１０３
③	2008/10	全国女性税理士連盟	民法改正の要望書	甲Ａ１０４
④	2009/10/3	全国司法書士女性会	選択的夫婦別姓早期実現推進	甲Ａ１０５
⑤	2010/4/16	日本女性学会	民法改正に関する要望書	甲Ａ１０６
⑥	2013/12/5	全国労働組合総連合	民法の婚外子相続差別撤廃についての改正案成立に関しての談話	甲Ａ１０７
⑦	2014/6/23	日本学術会議	男女共同参画社会の形成に向けた民法改正	甲Ａ１０８
⑧	2016/3/18	日本女性法律家協会	選択的夫婦別姓と再婚禁止期間廃止を内容とする 民法の早期改正を求める会長声明	甲Ａ１０９

⑨	2021/3/10	日本組織内弁護士協会	夫婦別姓制度の導入に関する理事長声明	甲Ａ１１０
⑩	2021/7/9	全国保険医団体連合会女性部	夫婦同姓強制を合憲とした最高裁決定に抗議し、選択的夫婦別姓制度の速やかな導入を求めます	甲Ａ１１１
⑪	2024/3/8	選択的夫婦別姓の早期実現を求めるビジネスリーダー有志の会一般社団法人あすには	民法改正に関する要望書－誰もが働きやすい国へ向け、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める－	甲Ａ１１２
⑫	2024/3/8	公益社団法人経済同友会	選択的夫婦別姓制度の早期実現に向けた要望	甲Ａ５３
⑬	2024/3/8	一般社団法人新経済連盟	選択的夫婦別姓制度の早期実現に向けた要望	甲Ａ１１３
⑭	2024/6/14	日本弁護士連合会	誰もが改姓するかどうかを自ら決定して婚姻できるよう、選択的夫婦別姓制度の導入を求める決議	甲Ａ１１４
⑮	2024/6/18	一般社団法人 日本経済団体連合会	選択肢のある社会の実現を目指して～女性活躍に対する制度の壁を乗り越える～	甲Ａ５４
⑯	2024/7/3	日本取締役協会	異なる選択を許容し尊重する社会の実現に向けて	甲Ａ４９

なお、単位弁護士会においては、１９８９（平成元）年の東京弁護士会意見書を皮切りに、各都道府県で意見書が公表されているが、数が多すぎるため、上記一覧表には記載していない。

6　男女共同参画と女性活躍推進の動き

以上のような社会的状況や国民の意識の変化を受け、政府においても、夫婦の氏に関する法制度の見直しについて、取り上げざるをえなくなっている。

内閣府の「すべての女性が輝く社会づくり本部」と「男女共同参画推進本部」が作成した「女性活躍・男女共同参画の重点方針　２０２４

（女性版骨太の方針　２０２４）」では、女性活躍・男女共同参画の推進のための取組として、夫婦の氏について、「婚姻後も仕事を続ける女性が大半となっていることなどを背景に、婚姻前の氏を引き続き使えないことが婚姻後の生活の支障になっているとの声など国民の間に様々な意見がある。そのような状況も踏まえた上で、家族形態の変化及び生活様式の多様化、国民意識の動向等も考慮し、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し・・・国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める。」と記載されている（甲Ａ４８・「女性活躍・男女共同参画の重点方針　２０２４　（女性版骨太の方針　２０２４　）」３４頁）。

第４　国連委員会からの改正勧告と国際的動向

１　女性差別撤廃委員会及び自由権規約委員会からの勧告

１９７９（昭和５４）年の自由権規約の批准、１９８５（昭和６０）年の女性差別撤廃条約の批准を経て、日本政府は各条約を実現する義務を負うに至った。これらの条約の委員会の一般勧告や一般的意見は、「自己の氏を選択する権利ないし婚姻前の氏の使用を保持する権利がある」と指摘し続けている。それにもかかわらず一向に法改正をしない日本に対し、女性差別撤廃委員会はこれまで三度（２００３年、２００９年、２０１６年）にもわたり改正勧告を行い、さらに、自由権規約委員会も改正勧告（２０２２年）を突き付けてきている。

女性差別撤廃委員会及び自由権規約委員会からの度重なる勧告の内容については、訴状７２～７４頁、７８頁で詳述したとおりである。

2　国際的動向

国際的にみると、自由権規約や欧州人権条約等により、氏が個人の私的生活に深くかかわるものであって、個人のアイデンティティの重要な要素であり、社会の中で他人との関係を構築・発展させるという社会的機能も有しており、プライバシー権として保護されることが確立している。国際人権条約機関や世界各国では、政府が氏の選択や変更を強制する場合には、たとえ法に基づくものであったとしても、規制の目的や手段の合理性等の観点から審査がなされている。

また、上記の女性差別撤廃条約の批准等を受けて、婚姻後の氏についても、特に女性が実質的な選択をできないという不平等を是正するべく、いずれの配偶者も自己の意思のみに基づき、同氏・別氏等を選択できるように世界各国で法改正が行われてきた。各国の司法の場でも、プライバシー権や男女平等の観点から、既存の制度が憲法や国際人権条約に違反すると判断され、法改正が行われた国も少なくない。現在では、夫婦同氏を法的に義務付ける国は日本のみとなった。

以上の国際的動向については、追って別書面にて詳述する。

第５　結論

以上のように、社会的状況の変化に伴い、氏を継続して使用する必要性や夫婦別氏を求める国民の意識はますます高まっている。平成２７年大法廷判決後、選択的夫婦別氏制度は社会的トピックスとして、選挙戦では問題点の一つとして取り上げられ、メディアでも頻繁に取り上げられるようになった。法改正を求める地方議会の動きも活発となり、国際的にみても法的に別氏の選択肢を認めない国は他に存在し

なくなり、国連の委員会からは度重なる法改正の勧告を受け続けている。

平成２７年大法廷判決後、民意を問う民間調査が度々実施され、令和３年大法廷決定後はその数はさらに増えており、選択的夫婦別氏制度に賛成する者が６，７割を超える結果が出揃っている。こうした民意は、社会的状況や国際的動向の変化の中にあっても夫婦同氏制度を合憲とする我が国の司法判断や、選択的夫婦別氏制度実現へ向けた具体的な動きが見られない立法・政府に対する、大きな疑念の現れである。

２０２４（令和６）年に入り、経団連ほか複数の経済団体からも、選択的夫婦別氏制度を求める声明や提言が続き、国際社会からの遅れが指摘され、「国家的急務」とまで明言されている（甲Ａ４９・日本取締役協会声明）。

こうした状況を総合すれば、現在の夫婦同氏制度（別氏という例外を認めないこと）の必要性及び合理性は、完全に失われていると言える。学説でも、憲法の教科書として最も高い評価を得続けている芦部信喜著・高橋和之補訂『憲法　第七版』（２０２１年）が、「夫婦同氏強制を憲法違反だとする学説が多数である」と述べるに至っていることは、象徴的である（甲Ａ３１・１３９頁）。

以上